

ごみのポイ捨て・犬のふん放置禁止

明和町ポイ捨ておよび犬のふん害の防止に関する条例スタート



明和町ポイ捨ておよび犬のふん害の防止に関する条例が3月定例町議会で制定され、10月1日からスタートします。この条例は、環境基本条例の規定に基づき、町や町民・事業者の皆さんなどが協力してポイ捨てによるごみの散乱や犬のふん害をなくすことを目的に制定したものです。清潔で美しい町や快適な生活環境の町をめざすために、皆さんのご協力をお願いします。

条例の内容

ポイ捨て・ふん害の対象物

空き缶・空き瓶・ペットボトル・食べ物等が入っていた容器・たばこの吸い殻・チューインガム・包装紙等の紙くず・犬のふんなどです。

主な責務

- 町 必要な施策を定め、総合的かつ計画的に実施する
- 町民等
 - 空き缶等を持ち帰るか回収容器に収納することにより、地域の環境美化に努める
 - 身近な地域の清掃活動の実施お
- よび家庭の内外で生じさせた空き缶等の再資源化に努める
- 犬の散歩は、綱等でつなぎ、ふんの回収用具を携行し、ふんを持ち帰り適切に処理する
- 町の実施する施策に協力する事業者
 - 事業所およびその周辺などにおいて、清掃活動に努める
 - 消費者に対しポイ捨て防止の啓発活動を推進する
 - 空き缶等の回収による再資源化について必要な措置を講ずる
 - 町の実施する施策に協力する土地所有者等 自ら所有、占有、管理する土地について、空き缶等の散乱を防止するため、適切な管理と環境美化に努める



利根川総合運動場周辺の清掃に多くの皆さんが参加